

平成29(2017)年度 東京大学大学院総合文化研究科 「人間の安全保障」プログラム修士課程学生募集要項

言語情報科学専攻・超域文化科学専攻
地域文化研究専攻・国際社会科学専攻
広域科学専攻

教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

求める学生像

「人間の安全保障」の理論と実践に強い関心をもち、多様な諸分野を学びながら自らの専門性を形成して、将来、国際社会で活躍しようと志す学生。また、安心して暮らせる平和な社会の構築を世界共通の課題として捉え、日本から世界に向けて積極的に発信しようと努める学生。

1. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者及び平成29(2017)年3月31日までに卒業見込みの者(第1号)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29(2017)年3月31日までに修了見込みの者(第2号)
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29(2017)年3月31日までに修了見込みの者(第3号)
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成29(2017)年3月31日までに修了見込みの者(第4号)
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成29(2017)年3月31日までに修了見込みの者(第5号)
- (6) 昭和28(1953)年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者(第6号)^{注1)}
- (7) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成29(2017)年3月31日に授与される見込みの者(第7号)^{注2)}
- (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第8号)^{注3)}
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第9号)^{注3)}
- (10) 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成29(2017)年3月31日において22歳に達しているもの(第10号)^{注4)}

注1) 上記(6)に該当する者とは、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を示す。

注2)上記(7)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注3)上記(8)又は(9)の資格により出願しようとする者は、出願にあたって本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

注4)①上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

②上記(10)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を、社会人特別選抜による受験を希望するものは、平成28(2016)年5月23日(月)から5月27日(金)までに、また一般選抜による受験を希望するものは、平成28(2016)年9月20日(火)から9月27日(火)までに、本研究科事務部(6.(1)エ.)に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部に問い合わせること。

③上記(10)に該当する者で、入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、社会人特別選抜による受験を希望するものについては、平成28(2016)年6月24日(金)頃に、また一般選抜による受験を希望するものについては、平成28(2016)年10月28日(金)頃各自に通知する。

注5)下記2.(2)の社会人特別選抜による選抜を希望する者は、上記(1)から(10)のいずれかに該当するとともに、出願時において会社・学校・官公庁等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みである者、その他社会人としての経験を有する者とする。

2. 募集人員

(1)「人間の安全保障」プログラムの学生は、以下の5専攻のいずれかに所属しつつ、プログラム独自のカリキュラムを履修する。

専攻	募集人員
言語情報科学	16名
超域文化科学	
地域文化研究	
国際社会科学	
広域科学	

(2)募集人員のうち社会人特別選抜による者は、若干名である。

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合または下回る場合がある。

3. 選抜方法

入学者の選抜は、次の方法による。

選抜の種類	選抜方法
一般選抜	第1次試験：専門科目（「人間の安全保障」プログラム）筆記試験及び出身学校の学業成績の審査による。 第2次試験：提出論文等、研究計画書及び英語能力を証明する書類の審査並びに口述試験による。
社会人特別選抜	第1次試験：提出論文等、研究計画書、英語能力を証明する書類及び出身学校の学業成績の審査による。 第2次試験：提出論文等及び研究計画書に基づく口述試験による。

- (1)各選抜とも、第2次試験は、第1次試験合格者に対し日本語で行う。
- (2)外国語の試験は行わず、英語能力を証明する書類(6.(2)ク.)の審査によって代える。
- (3)外国人出願者は、日本語能力証明書(6.(2)サ.)も審査の対象とする。

4. 試験期日及び場所

一般選抜

(1)第1次試験(専門科目筆記試験)

期 日 平成29(2017)年1月21日(土)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科

時間、試験室等については、受験票とともに郵送する「受験者心得」による。

(2)第2次試験(口述試験)

期 日 平成29(2017)年2月17日(金)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科

第1次試験合格者(口述試験受験対象者)の受験番号は、平成29(2017)年1月27日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)及び総合文化研究科ホームページ(URL <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>)に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

試験日時及び試験室等については、平成29(2017)年2月6日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに受験対象者各自に通知する。

社会人特別選抜

(1)第1次試験(書類選考)

筆記試験は行わず、下記6.(2)に指定する出願(提出)書類等の審査による。

(2)第2次試験(口述試験)

期 日 平成28(2016)年7月30日(土)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科

口述試験受験対象者の受験番号、試験日時及び試験室等については、平成28(2016)年7月22日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

5. 合格者の発表及び入学手続

(1)合格者発表

一般選抜

第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成29(2017)年2月28日(火)正午に、上記掲示場に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

社会人特別選抜

第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成28(2016)年8月5日(金)正午に、上記掲示場に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2)入学許可の通知は、平成29(2017)年2月28日(火)頃、本人宛郵送により行う。

(3)入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、平成29(2017)年3月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。

所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(4)入学時に必要な経費(平成29(2017)年度予定額)

(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入 学 料 282,000 円(予定額)

授 業 料 前期分 267,900 円(年額 535,800 円)(予定額)

注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1)出願方法

ア. 出願は、郵送(書留速達郵便)に限る。

イ. 郵送にあたっては、下記(2)の出願(提出)書類等を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して送ること。また、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。

ウ. 受付期間

一 般 選 抜

平成28(2016)年11月2日(水)から11月9日(水)まで

(平成28(2016)年11月10日(木)以降に到着したものについては、11月9日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。日本国外から郵送する場合は、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。)

社会人特別選抜

平成28(2016)年6月27日(月)から6月30日(木)まで

(平成28(2016)年7月1日(金)以降に到着したものについては、6月30日(木)までの消印のあるものに限り有効とする。日本国外から郵送する場合は、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。)

エ. あて先・ 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

問合せ先 東京大学大学院総合文化研究科事務部教務課総合文化大学院係
電話 03-5454-6050(6049)

(2)出願(提出)書類等

一 般 選 抜

下記ア. イ. ウ. エ. オ. カ. キ. サ(外国人出願者のみ). を出願時に提出すること。

ク. ケ. コ. は、第1次試験合格者のみが提出すること。ク. ケ. コ. の提出期日や内容の詳細等については、修士課程入学試験案内6. を参照すること。

社会人特別選抜

下記ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ(外国人出願者のみ)、を出願時に提出すること。

- ア. 入学願書 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。
- イ. 成績証明書 出身学校において発行されたもので、大学在学時の全ての成績証明書を提出すること。
- ウ. 卒業証明書 在学中の者は3月の入学手続の際に提出すること。卒業見込証明書は不要。なお、外国の大学を卒業した者は、学士の学位が確認できる証明書を併せて提出すること。
- エ. 写真3葉 (同一のもの) 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して提出すること。
- オ. 受験票送付用封筒 本研究科所定のものに出願者本人の宛名を記入し、362円分の切手を貼ること。
- カ. 宛名ラベル 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する場所(日本国内)を記入すること。
- キ. 検定料 30,000円
銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。
(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要な事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

【コンビニエンスストアでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、UCカード、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

- ク. 英語能力を証明する書類 出願時から起算して2年以内に受験したTOEFL(PBTまたはiBT)またはIELTS(Academic Modules)の成績票を提出すること。なお、英語圏の大学、国際機関などで発行されたアカデミックな英語力を証明する書類がある場合

には、TOEFLまたはIELTSのスコアに代えることを認めることがある(修士課程入学試験案内6. を参照)。

- ケ. 論文等 指定された課題(修士課程入学試験案内6. を参照)を作成し、提出すること。
- コ. 研究計画書 指定された書式(修士課程入学試験案内6. を参照)により作成し、提出すること。
- サ. 日本語能力証明書
(外国人出願者のみ) 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。ただし、日本の大学を卒業した者又は卒業見込みの者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

7. 注意事項

- (1)他の研究科等と重複して入学することはできない。
- (2)出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻ししない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)エ.)に届け出ること。
- (3)受験票は、一般選抜出願者においては平成28(2016)年12月5日(月)頃に、社会人特別選抜出願者においては平成28(2016)年7月14日(木)頃に本人宛に郵送する。送付予定日から、7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)エ.)に連絡すること。
- (4)障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。
- (5)在職中の者は、大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。
- (6)事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらためて通知する。
- (7)外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8)入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9)出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10)入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (11)出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成28(2016)年5月